

環境にやさしい農業に取り組む生産者の皆さんへ ～みどり認定受けませんか～

みどり認定とは、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減に取り組む農業者が作成する「環境負荷低減事業活動実施計画」を県が認定する制度です。認定を受けると、国庫補助金等の優先採択、税制優遇、日本政策金融公庫による無利子融資等のメリットがあります！また、令和9年度より開始される新たな「環境直接支払交付金」にはみどり認定の取得が必要です。

？認定を受けたらいいことあるの？



子供たちのために
環境にやさしい農業を
続けたい！



土づくりをしたいから
堆肥をまく機械が
ほしいなあ…



取組を消費者にアピール
したいなあ…



主に3つの支援が受けられます！

- ①農林水産省の補助事業の採択で優遇
- ②設備投資時の所得税・法人税の優遇
- ③日本政策金融公庫の無利子融資等



①優遇対象事業 ②税制優遇措置 ③税制対象機械 概要掲載(4ページ目)

このほか、消費者などに環境にやさしい農業に取り組んでいることをアピールできます！

？認定の対象となる『環境にやさしい取組』とは？

土づくり
+
化学肥料・
化学農薬の
削減



温室効果
ガスの削減



・中干し期間の延長
・ヒートポンプを利用した
燃料使用量の削減
など

その他



バイオ炭の農地施用



生分解性マルチの使用

など

？認定を受けるにはどうしたらいいの？

まずは最寄りの
県庁又は県の地方事務所
にご相談！



計画書を県に提出
グループでも個人でも
OK！



県が計画を認定！
みどり認定農業者に！



詳しくはこちら↓



お問合せ先 農林水産省東北農政局環境・技術課 環境戦略推進担当
(TEL:022-263-1111(内線4230))

みっちゃん